U.S. Customs and Border Protection

通貨報告

あらゆる金額の通貨またはその他の金融商品を米国内外に輸送することは合法的です。しかし、総額が一度に10,000米ドル（または外国通貨でそれに等しい金額）を超過する金額の通貨またはその他の通貨代替品を、米国から外国または外国から米国に輸送する、輸送を試みる、あるいは輸送させる（郵便またはその他の手段を含む）場合には、米国税関国境警備局に報告書を提出しなければなりません。この報告書は、通貨・通貨代替品国際輸送報告書 FinCEN Form 105 と称されています。さらに、外国から輸送、郵送、あるいは発送された総額が一度に 10,000 米ドル（または外国通貨でそれに等しい金額）を超過する金額の通貨またはその他の通貨代替品を米国内で受領する場合にも、 FinCEN Form 105 を提出しなければなりません。この書式は、米国のすべての出入国港にて、またはウェブサイト www.fincen.gov/fin105_cmir.pdf から入手することができます。

通貨代替品には以下が含まれます。

1) 米国または外国の硬貨および通貨
2) あらゆる形体のトラベラーズチェック
3) 無記名であるか、制約なしに裏書されているか、架空の受取人に宛てられているか、またはその他資金が別の人物に移転可能な形体のいずれかである有価証書（小切手、約束手形、郵便為替を含む）
4) 署名済みであるものの受取人の氏名が記載されていない不完全な商品（小切手、約束手形、郵便為替を含む）
5) 無記名、またはその他資金が別の人物に移転可能な形体の証券または株式

しかし、用語「金融商品」には以下は含まれません。

1) 裏書されていない、または制限的裏書のない、指名人物に支払われるべく宛てられた小切手または郵便為替
2) 預り証券
3) 船荷証券

改正通貨・外国取引報告法 PL 97-258, 31 U.S.C. 5311, et seq. の下に、報告が命じられます。この遵守の不履行は、結果として民事上および刑事上の懲罰をもたらす可能性があり、通貨代替品の没収につながる可能性もあります。

米国税関国境警備局の港は www.cbp.gov/xp/cgov/toolbox/ports/ に記載されています。

U.S. Customs and Border Protection
Washington, D.C. 20229

CBP 米国の国境の安全を保障する

米国税関国境警備局のウェブサイト、www.cbp.gov をご覧ください。

CBP Publication No. 0000-0503 Revised June 2006
Japanese